

各位

会社名 シンバイオ製薬株式会社  
 代表者名 代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀  
 (コード番号: 4582)  
 問合せ先 常務執行役員 兼 CFO 福島 隆章  
 (TEL. 03-5472-1125)

**第三者割当による第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

2024年12月25日付並びに2025年2月6日及び2025年3月25日開催の当社取締役会において決議いたしました、Cantor Fitzgerald Europe (以下「割当先」といいます。)を割当先とする、新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約(以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」といいます。)により設定された新株予約権付社債発行プログラムに基づく第三者割当による第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。)の発行に関し、本日、払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2024年12月25日付で公表いたしました「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結及び第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」及び2025年3月25日付で公表いたしました「新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第三者割当による第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権付社債発行の概要

(1)	社債の名称	シンバイオ製薬株式会社第7回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2)	払込期日	2025年4月11日
(3)	新株予約権の総数	12個
(4)	社債及び新株予約権の発行価額	社債:総額金600,000,000円(各本社債の金額100円につき金100円) 新株予約権:新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(5)	当該発行による潜在株式数	3,809,523株 上記潜在株式数は、当初転換価額である157.5円で転換された場合における最大交付株式数です。本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりませんので、上限転換価額及び下限転換価額はありませぬ。
(6)	調達資金の額	総額600,000,000円
(7)	転換価額及びその修正条件	157.5円 本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりませぬ。
(8)	募集方法	第三者割当の方法によります。
(9)	割当先	Cantor Fitzgerald Europe
(10)	利率	2025年4月12日から2026年4月11日まで:年率3.5% 2026年4月12日以降:年率6.0%

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における新株予約権付社債についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりませぬ。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われませぬ。

(11)	利 払 日	2025年6月30日を第1回の利払日とし、その後毎年9月30日、12月31日、3月31日及び6月30日に支払うものとします（当該利払日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げます。）。
(12)	償 還 期 限	2027年4月11日（償還日が銀行休業日にあたる場合は、その翌銀行営業日にこれを繰り下げます。）
(13)	償 還 価 額	額面100円につき金100円
(14)	そ の 他	<p>2024年12月25日付で当社が割当先と締結した新株予約権付社債発行プログラム設定契約においては、以下の内容等が定められております。</p> <p>(1) 割当先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要するものとします。</p> <p>(2) 当社は、割当先に対して、本新株予約権付社債の一部又は全部の転換を停止するよう要請することができます（転換停止）。但し、転換停止は1ヶ月を超えて継続してはなりません。また、転換停止の効力発生日までに、割当先が特定の買受人に対して本新株予約権付社債を売却することに合意し、かつ、その旨を当社に通知している場合には、当該買受人に対して売り渡すことを合意している数量の本新株予約権付社債は、転換停止の対象となりません。転換停止を行うためには、当社は、転換停止の効力発生日の少なくとも1週間前までに、割当先に通知を行う必要があります。</p> <p>また、当社は割当先に対して通知することにより、いつでも転換停止を解除することができます。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の全部が転換又は償還される日までの間、当社が企図する一定の資金調達取引について割当先に対して通知することとします。また、当社は、かかる通知がなされた日から15営業日の間、当該資金調達取引において割当先／買取先又は資金提供者となりうる割当先以外の者に対し、当該資金調達取引に係る通知を行うことができません。</p>

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における新株予約権付社債についての投資の募集又は購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。